

佐賀都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

佐 賀 県

はじめに

(1) マスタープランの位置づけや役割について

本県では、県土の都市計画を広域的に捉える観点から、県内を5地域に区分し地域マスタープランを策定しています。

本都市計画区域マスタープランは、この地域マスタープランを踏まえ、都市計画区域ごとに、その都市の長期的なビジョンを示すとともに、土地利用、都市施設、市街地開発事業など、都市計画に関する広域的・根幹的な方針を示すものです。

県が定める「都市計画区域マスタープラン」は、地域における都市の位置づけや隣接する都市との関係などを踏まえ、広域的かつ長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を示すなど都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものです。

市町村が定める「市町村都市計画マスタープラン」は、広域的な視点をもって策定された都市計画区域マスタープランとの整合を図りつつ、まちづくりの全体構想や地域別構想を定めるものです。

また、「都市計画区域マスタープラン」は、都市計画に関する広域的・根幹的な方針を定めることから、福祉施策、産業や観光等の振興施策に関する計画は対象としませんが、総合計画に掲げられている施策を、都市計画制度を活用して、側面から支援する役割も担っています。

(図1参照)

(2) マスタープランの記述内容について

都市計画区域マスタープランでは、「都市計画の目標」「区域区分の決定の有無」「主要な都市計画の決定方針」の3項目が法定事項となっています。

- 1) 「都市計画の目標」では、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを考慮しつつ、当該都市計画区域の広域的位置づけ等に留意し、概ね20年後のまちの将来像を描いて、都市づくりの将来ビジョンと、整備の基本的な方向を示します。
- 2) 「区域区分の決定の有無」では、現行の線引き都市計画区域については、市街地の拡大の可能性などの観点から、また現行の非線引き都市計画区域については、広域的な拠点性を有しているか否かなどの観点から、それぞれ区域区分を行うか否かを決定し、区域区分を行う場合には、その方針を示します。
- 3) 「主要な都市計画の決定方針」は、「都市計画の目標」の実現に向けて、「土地利用」「都市施設の整備」「市街地開発事業」「自然的環境の整備又は保全」の4つの項目について方針を示します。
 - ① 「土地利用」では、商業・業務地、工業地、住宅地、農地・集落等、森林などの大まかな土地利用のゾーニングを行い、土地利用の方針を示します。
 - ② 「都市施設の整備」では、道路、公園、下水道、河川などの都市施設のうち、広域的な連

携や交流を支えるものや、都市の根幹的な構造を支えるものを対象として、その都市施設の整備の方針を示します。

③「市街地開発事業」では、密集市街地の改善や、低未利用地の有効利用などについて、市街地の整備の方針を示します。

④「自然的環境の整備又は保全」では、良好な自然的環境を構成する緑地等について、環境保全、レクリエーション、景観などに関する方針を示します。

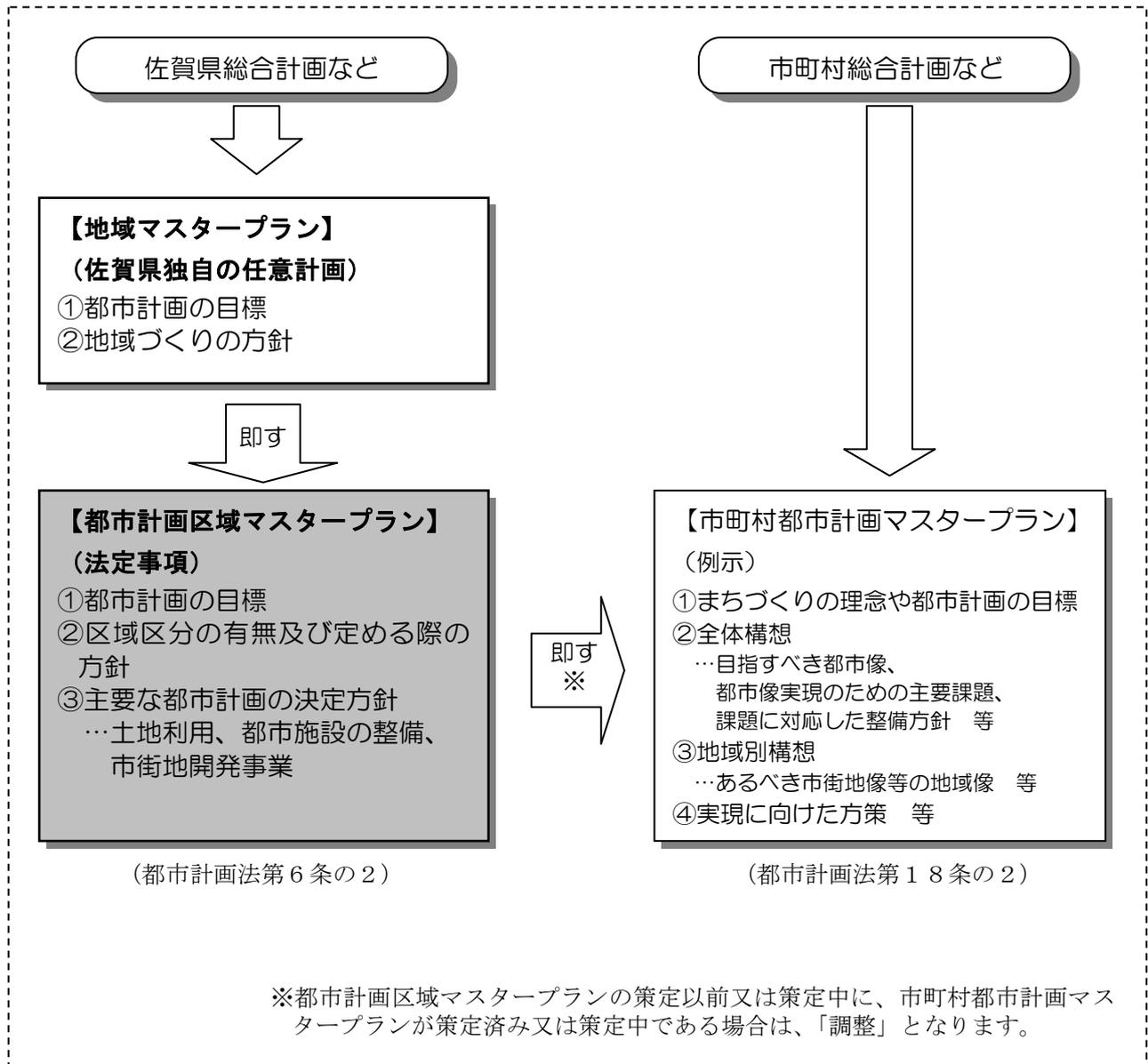


図-1 都市計画区域マスタープランの位置づけ

目 次

1 都市計画の目標	1
(1) 都市計画区域の広域的な位置づけと課題	1
(2) 都市づくりの基本理念と整備の基本方向	2
(3) 集約拠点地区ごとの市街地像	5
2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	6
(1) 区域区分の決定の有無	6
(2) 区域区分を行う理由	6
(3) 区域区分の方針	7
1) 市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべき概ねの人口及び産業の規模	7
2) 市街化区域の概ねの規模	7
3 主要な都市計画の決定の方針	8
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	8
1) 市街化区域の土地利用の方針	8
2) 市街化調整区域の土地利用の方針	9
3) 主要な拠点の位置づけ	10
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	12
1) 交通施設の整備方針	12
2) 河川の整備方針	14
3) 公園の整備方針	15
4) 下水道の整備方針	15
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	16
1) 基本方針	16
2) 市街化段階別の整備方針	16
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	18
1) 基本方針	18
2) 主要な緑地等の配置の方針	18
参考附図（整備、開発及び保全の方針図）	20

（注1）計画書にある図、写真は参考のために掲載している。

（注2）「都市計画の目標」における「整備の基本方向」の中で、波線を付している箇所は、本区域のまちづくりの資源やまちづくりの方向性を特徴的に示している部分を指す。

1 都市計画の目標

(1) 都市計画区域の広域的な位置づけと課題

佐賀都市計画区域は、中部地域の中心部となる区域であり（図-2）、生活、産業、観光等において、高次都市機能、産業・研究機能、レクリエーション機能など多くの中核的機能を有し、県勢の発展を牽引する役割を担っている。

北部には脊振・天山山系の山林・丘陵地を控え、市街地周辺には良好な田園環境が広がり、東西は隣接する神埼都市計画区域、小城都市計画区域に連続しており、南部は有明海沿岸にかけて広大な平野部を形成している。

本区域は、広域拠点性の向上、新たな産業の展開における支援など、区域の特色を発揮するまちづくりを進めることが求められており、農林漁業との健全な調和を図りつつ、既存市街地や集落地を中心に集約型の都市づくりを進めていく必要がある。



図-2 位置図

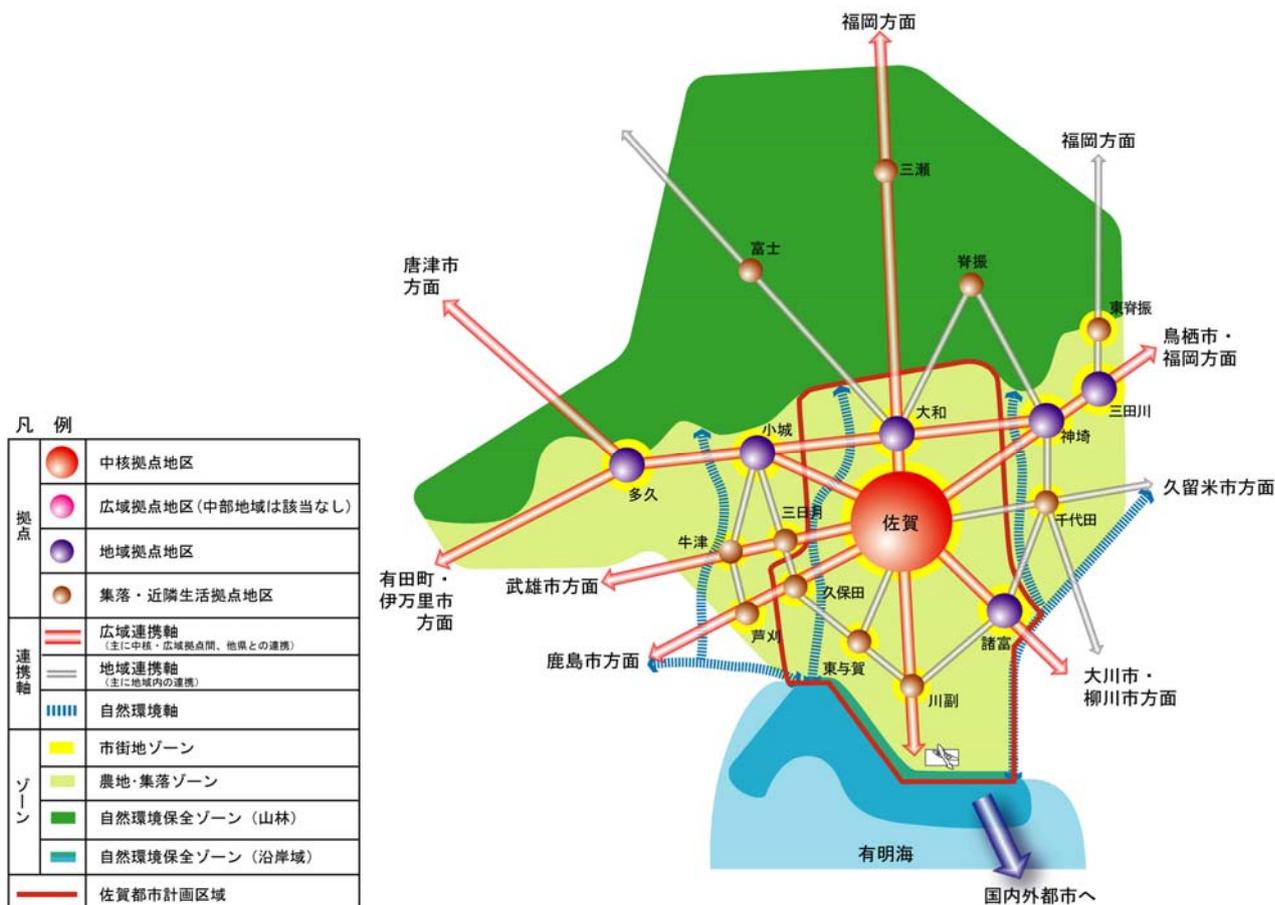


図-3 将来地域構造（中部地域都市計画マスタープランから抜粋）

(2) 都市づくりの基本理念と整備の基本方向

佐賀都市計画区域は、佐賀県及び中部地域の中核を成す都市であり、県庁をはじめとした行政機関や佐賀大学などの高度な研究・教育機関が所在し、また、県立佐賀城本丸歴史館、県立博物館・美術館、市立文化会館、県立、市立のスポーツ施設などの文化的な施設が多く所在している。

また、諸富家具をはじめとした伝統工芸産業やバイオテクノロジーといった新たな研究産業などの産業・研究資源、また、有明海、多布施川河畔公園、川上金立県立自然公園、干潟よか公園、河川・水路等の豊かで身近な水辺などの自然資源、佐賀城跡をはじめ、柳町地区を中心とした旧長崎街道沿道、佐嘉神社、松原神社などの寺社、昇閣橋、佐野常民記念館などの歴史資源、佐賀インターナショナルパルーンフェスタといった観光資源などを有している。

本区域のまちづくりの方向として、このような教育、観光、自然、歴史、文化など多岐にわたる資源を活かしながら、中部地域の中核都市として神崎市、小城市など周辺都市との生活、産業、観光面での連携、鳥栖市、伊万里市、武雄市、鹿島市、唐津市など地域外の主要都市との産業、観光面での連携、国内外の連携の玄関口となる有明佐賀空港との産業、観光面での連携などを充実、促進し、広域の産業及び観光・交流ネットワークを実現することが求められている。

このため、本区域においては、生活、産業、観光面にわたる都市機能の充実を図りながら、佐賀県及び中部地域の中核都市としての役割や機能を高めていくことが必要である。

なお、京都議定書目標達成計画（平成20年3月閣議決定）、並びに地球温暖化対策に関する法律（平成20年6月改正）を受けて、今後はより一層、低炭素型社会の実現を前提とした都市計画の推進が求められているため、本区域においては都市機能の拡散を防止し様々な機能が拠点に集約した「集約拠点・地域ネットワーク型都市づくり」を推進していくものとする。

以上を踏まえ、都市づくりの基本理念（A～D）と、それぞれの基本理念を受けた整備の基本方向を定める。

A 高次都市機能の集積強化による広域拠点性を高めるまち

佐賀県の中核機能が集中する中核都市として、高次都市機能の強化を図るとともに、低炭素都市づくりを前提としたコンパクトな市街地を形成し、高次都市機能が中心市街地に集積した広域拠点性のあるまちを目指す。

また、身近にある河川等の自然的環境や歴史・文化など佐賀らしい地域資源を活かし、機能の複合化や特色ある空間形成等による個性と魅力の高いまちを目指す。



佐賀市の中心市街地

① 中核都市としての機能強化と交流の場づくり

佐賀市中心市街地において、県都として商業・業務等の機能の集積、高度化を図り、佐賀大学などの高次教育機能などの活用を図って、情報・文化等の高次な都市機能が集積し、水辺での憩いや歴史との触れあいの中で、ひと・もの・情報が行き交う交流空間の形成を図る。

② 自然的・歴史的・地域資源、大学等の研究機関の集積を活かした産業の育成

自然的資源や大学等の研究機関の機能集積を活かしたバイオテクノロジーなどの新たな産業の育成の支援を図る。また、自然的・歴史的資源を活かした観光拠点等のネットワークの強化を図る。

B 多様で魅力ある生活が享受できるまち

多様な都市的サービスが享受できる都心居住、豊かな田園環境の中での農業や自然と親しむことができる集落地の居住など多様なライフスタイルに対応したまちを目指す。

また、ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが安心して子どもを生み育てられる住みよいまちであるとともに、災害に強く安全・安心に暮らせるまちを目指す。



川副地区市街地遠景

① まちなか居住の促進と集落地の活力維持

都市的利便性の高い都心居住の促進とともに、良好な田園環境の保全に向けて既存集落地の活力維持を図る。

また、既成市街地周辺の水田地帯等については、農地として保全するだけでなく景観的な観点からも重要であるため、田園景観の保全を図る。

② ユニバーサルデザインの理念に基づく安全で安心して暮らせるまちづくり

日常の暮らしの中で徒歩圏内に多様な都市的サービスが享受できる「歩いて暮らせるまちづくり」を目指しつつ、高齢者や子育て世代など誰もが安心してまちへ出かけ、みんなが安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを進める。

③ 災害に強い都市づくり

主要河川等の治水・排水対策や、震災・火災等の大規模災害に対応した防災性の高い都市づくりを進める。

C 自然、歴史・文化などの資源が都市的環境に融和したまち

豊かな田園と山林・河川・有明海の自然的環境を保全し、水と緑、歴史・文化資源が都市的環境に融和したまちを目指す。

また、無秩序な市街化を抑制し、農地等の保全を図り、環境にやさしいまちを目指す。



有明海

① 豊かな自然・歴史的資源の保全と活用

北部の豊かな森林等、山麓の緑地等の自然的環境の保全と活用を図るとともに、有明海や嘉瀬川等の水辺環境の保全・活用を図る。また、多布施川等の河川環境や旧長崎街道、寺社・産業遺産等の歴史的環境等が都市的空間と融和した市街地の形成を図る。

② 秩序ある土地利用の推進と既存集落の維持・活性化

市街地外における無秩序な宅地化を防止し、既存集落や農村環境と調和を図るため、都市的土地利用の計画的な規制・誘導を図る。また、既存集落等の維持・活性化を図るために適正な土地利用の誘導を図る。

D 多様な交流や新たな産業の育成を支援していくまち

県都佐賀市を中心とした、ひと・もの・情報の集積、多様な交流、大学等の研究開発機関等との連携による新たな産業の誘致・育成等を実現するため、県内主要都市や周辺都市、国内外の都市との交流・連携を支える交通ネットワークが形成されたまちを目指す。



有明佐賀空港

① 広域連携・交流、新たな産業の育成を支える幹線道路網の整備

生活・産業・観光等の面において、周辺の都市との広域的な連携・交流を支え、大学等の学術研究機関等との連携により、新たな都市型産業の誘致・育成を支える交通ネットワークの形成のため、幹線道路交通網の整備を図る。

② エアーフロントの立地条件を活かした産業の育成

有明佐賀空港の所在都市としての特性を活かし、産業の活性化や、新たな産業の誘致・育成を推進する。

③ 漁港の整備と活用

海苔養殖をはじめ水産業の盛んな本区域においては、漁船の大型化・高速化等に伴う漁港の機能充実を図るとともに、遊漁船の泊地の確保等による水辺のレクリエーションの場としての活用を推進する。

(3) 集約拠点地区ごとの市街地像

中部地域都市計画マスタープランを踏まえ、佐賀都市計画区域において集約型の都市づくりを進める上で核となる地区（集約拠点地区）を以下のとおり定める。（P1 図-3参照）

a. 佐賀市中心部（中核拠点地区）

県民生活の向上や経済活動の高度化を目的に、高度で多様な都市機能をコンパクトに集積し、県勢の発展を牽引する広域的な役割を担う拠点を中核拠点と位置づける。本県では、佐賀市中心部が中核拠点としての役割を担っている。

今後も佐賀県の中核として、県内のみならず近隣都市圏（福岡都市圏など）との役割分担も図りつつ、佐賀県に必要かつ“佐賀らしさ”のある各種都市機能の集積を図り、生活面や産業面、観光面における地域の中心として多様な都市機能が複合し魅力を高め合う拠点地区の形成を図る。

b. 諸富・大和地域（地域拠点地区）

諸富、大和地域は、地域拠点として効率よい都市サービスの提供を目的に、日常生活を支える医療・保健・福祉、教育・文化、消費など多様な都市機能の集積を図り、日常的なニーズに対応できる拠点形成を図る。

また、都市機能の集積のみにとどまらず、古来より人々が集い暮らしてきた地域資源の集積地として、自然の豊かさや、伝統文化、街並みなど、固有の地域資源を守り育て、心の豊かさと活発な交流のある豊かな暮らしが育まれる拠点地区の形成を図る。

c. 川副・東与賀・久保田地域（集落・近隣生活拠点地区）

川副、東与賀、久保田地域は、集落・近隣生活拠点として周辺に形成された基礎コミュニティの維持を目的に、医療、教育、消費など日常生活の暮らしを支えるサービスを集積する。

また、自然の豊かさをはじめとする地域資源の継承を図るとともに、教育・文化や消費などの多様なニーズへの対応を図るため、中核拠点地区や地域拠点地区との円滑な連携・交流を形成する。

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本区域については区域区分を行うものとする。

(2) 区域区分を行う理由

① 市街地拡大の可能性の視点

人口は減少するものの、世帯数の増加により新たな住宅用地需要が予想される。

産業振興施策により企業立地を推進することにより、製造品出荷額等が増加することを想定しており、新規の工業用地が必要となる。

また、有明海沿岸道路や佐賀唐津道路等のプロジェクトにより、インターチェンジやアクセス道路周辺等の開発圧力の高まりが想定されるため、無秩序な市街地拡大を防止し、計画的な市街地形成を図る必要がある。

② 良好な環境を有する市街地の形成の視点

現行の区域区分によって、無秩序な市街地の拡散に一定の歯止めがかかっているが、市街地縁辺部及び川副、東与賀、久保田、有明海沿岸道路や佐賀唐津道路等のインターチェンジやアクセス道路沿道周辺に、新たに拡散的な市街地の形成が懸念される。このため、引き続き、良好な環境を有する市街地の形成や効率的な公共投資の観点からも、無秩序な都市的土地利用の拡散を抑制しつつ、計画的な市街地形成整備を図る必要がある。

③ 緑地等自然的環境の整備又は保全の視点

農業の盛んな佐賀県において、本区域の市街地周辺に広がる優良な農地は重要な産業基盤であり、その適切な維持が求められている。

また、都市生活においては、市街地周辺に広がる田園、河川や水路等の自然的環境は、生活に潤いを与え、郷土への愛着を醸成する貴重な景観資源であるため、無秩序な宅地化等を防止し、適切に維持・保全を図る必要がある。

④ 区域区分以外の土地利用規制誘導方策の有無

①～③の状況などを踏まえつつ、かつ比較的高い開発圧力を考慮すると、本区域の整備、開発及び保全を図るためには、個別に自然的環境の保全を図ることにより市街地の拡散を防ぐ手法はあるものの、本区域の地形や自然条件を鑑みて、一体的に市街地形成の規制誘導を行うことは困難であり、区域区分により良好な市街地形成を図ることが合理的である。

(3) 区域区分の方針

1) 市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべき概ねの人口及び産業の規模

① 人口

本区域の将来における人口を次のとおりとする。

(単位：千人)

	平成 17 年	平成 27 年	平成 37 年
都市計画区域内人口	233.7	226.0	211.1
市街化区域人口	146.1	145.1	138.1

② 産業

本区域の将来における産業の規模を次のとおりとする。

(単位：億円、千人、%)

	平成 17 年	平成 27 年	平成 37 年
工業出荷額	2,128	2,560	2,560

	平成 17 年	平成 27 年	平成 37 年
卸・小売販売額	8,310	8,840	8,840

	平成 17 年	平成 27 年	平成 37 年
第 1 次産業就業人口 (構成比)	7.8 (7.1)	6.8 (6.5)	6.3 (6.3)
第 2 次産業就業人口 (構成比)	21.2 (19.3)	15.9 (15.2)	10.3 (10.3)
第 3 次産業就業人口 (構成比)	80.8 (73.6)	82.0 (78.3)	83.3 (83.4)
就業人口合計 (構成比)	109.8 (100.0)	104.7 (100.0)	99.9 (100.0)

2) 市街化区域の概ねの規模

本地域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、現在の市街地規模を維持していくものとする。

なお、今後の社会経済情勢や市街化動向の変化を踏まえ、必要に応じて区域の見直しを検討する。

(単位：ha)

市街化区域面積	
平成 17 年	平成 27 年
2,950	2,950

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

市街化区域と市街化調整区域の区分に応じ、広域的な観点から、土地利用の主要な事項について、その増進、集約等について記述し、また、機能の集約等を想定した主要な拠点の位置づけを記述する。

1) 市街化区域の土地利用の方針

土地利用の整序や良好な市街地環境の確保等を図るため、土地利用の区分に応じて適正な誘導を図る。

① 商業・業務地

- ・本区域の含まれる中部地域において、佐賀駅周辺から県庁までの地区は、県都佐賀市の中心市街地として商業・業務地をはじめ様々な都市機能の集積を強化し相乗的な魅力を創出することが望まれている。
- ・そこで、こうした位置づけに即したまちづくりに向けて、商業・業務と都心居住が一体化した、日常の暮らしの中で徒歩圏内に多様な都市的サービスを楽しむまちづくりを進めるとともに、文化機能や都市型レクリエーション機能、情報、医療福祉等の諸機能が商業等と一体化した複合機能型市街地の形成を図る。
- ・こうした機能面とともに都市空間面においても個性と魅力を高めるために、河川・水路の自然環境や寺社、旧長崎街道等の歴史的環境が都市空間に融和したゆとりと情緒ある環境融和型市街地の形成を図る。

② 工業地

- ・新たな産業を育成し支援していくまちづくりに向けて、佐賀大和工業団地等の主要な工業団地は、既存の工業集積及び今後の新規工業導入を含めて今後とも工業地としての周辺の居住環境等と調和した良好な生産環境の維持を図る。
- ・尼寺地区、石塚地区、及び大中島地区は食料品や家具等の生活関連産業が中心となっていることから、周辺の住宅地との調和を図りながら観光機能等を有する工業地としての付加価値化にも配慮した産業基盤の整備を図る。

③ 住宅地

- ・商業・業務地及び周辺の既存市街地は、これまで道路や下水道などを優先的に整備してきており、一定の基盤施設が整っているため、人口減少が予想されるなか既存の都市基盤ストックを有効に活用する観点から、今後とも住宅地として良好な居住環境の維持・形成を図る。

ア 中心市街地

- ・多様で魅力ある生活を提供できるまちづくりに向けて、多様な都市的サービスが身近に享受できる利便性の高い、まちなか住宅地の形成を図る。
- ・まちなか住宅地の形成にあたっては、空き家や空き店舗などの有効活用をはじめ、

松原川や旧長崎街道など、自然的環境や歴史的環境と融和した潤いや情緒豊かな居住環境の形成を図る。

イ 一般住宅地

- 一般住宅地においては、住宅地の特性に合わせ、中心市街地の高い利便性を享受できるまちづくりや、既存住宅地におけるコミュニティの維持・活性化とともに、市街地内の水や緑等と融和した良好な居住環境の形成を図る。
- 低未利用地が多く残存する地区等においては都市基盤の整備等を推進し、良好な居住環境の住宅地の形成を図る。

2) 市街化調整区域の土地利用の方針

① 農地、集落等

[優良な農地の保全]

- 市街化調整区域の多くは、広大な水田地帯を形成しており、この優良な農地の保全を図る。

[自然的親和空間の保全・整備]

- 本区域の定住魅力の向上を支え、住民の自然レクリエーションの場として、農地等の自然的環境と親しむ自然的親和空間の保全・整備を図る。

[秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針]

- 豊かな田園環境に囲まれた既存集落地への居住など、利便性の高いまちなかとは異なる居住地の選択肢を設け、新たに市街化調整区域となる川副町、東与賀町、久保田町を含む既存集落の活力の維持・活性化を図る。
- 田園環境の適切な維持管理のためには農業の担い手とともに集落地の活力の維持が必要なため、市街化調整区域の性格を保持しつつ、地区計画制度などを活用し、集落地の将来像を地域で共有しつつ、活力維持に必要な住宅や日常生活に必要な店舗などの計画的な立地を図る。
- 市街化区域に近接又は隣接し、かつ自然的・社会的諸条件から日常生活圏を構成していると認められる既存集落等において、市街化調整区域の性格を保持し、都市施設整備について新たな公共投資を要しない区域にあって、土地利用による活性化が求められている区域については、周辺的环境との調和に留意しつつ開発許可制度の運用により既存集落等の活性化を図る。

② 森林等

[自然環境の保全と活用]

- 川上金立県立自然公園を中心とする自然景勝地は、本区域の貴重な財産として積極的な保全を図るとともに、自然学習の場としての活用を図る。

[里山の保全と活用]

- 佐賀市北部の山麓一帯の里山は、市街地等の都市的空間と森林等の自然的空間との

中間領域に存在し、都市的土地利用と自然的環境の共生した郷里を象徴する空間ともなっていることから、環境を保全しつつ、人々が身近に自然に親しめる場としても活用を図る。

3) 主要な拠点の位置づけ

① 中核拠点地区

- 中核拠点地区に位置づけた佐賀市中心部では、既存の都市サービス施設の集積を踏まえ、以下の拠点を位置づけ、広域的な都市機能が複合し魅力を高め合う拠点地区の形成を図る。

a. 業務交流拠点

- JR佐賀駅周辺は業務交流拠点と位置づけ、良好な交通条件を活かし、事業所サービス、生活サービス等の事業所や情報、福祉、環境等の新たな都市型産業の集積を図り、県内外の広域圏を対象として、ひと・もの・情報が行き交う、県内の業務機能を牽引する拠点形成を図る。

b. 生活・文化サービス拠点

- JR佐賀駅から県庁までの一帯を生活・文化サービス拠点として位置づけ、アバンセ、市立図書館等の広域的な福祉・文化機能、市役所、県庁等の行政機能等がコンパクトに集積した条件を生かし生活利便性を高めるとともに、既存商店街の再生等を図りつつ、歴史や水等の要素を導入した佐賀らしい潤いのある拠点形成を図る。

c. 歴史文化・観光拠点

- 佐賀城跡周辺地区、並びに柳町地区を中心とした旧長崎街道沿道から佐嘉神社、松原神社等の寺社の分布する一帯は、本県の貴重な歴史的資源であり広域的な観光資源でもあることから、歴史・観光交流拠点と位置づけ、佐賀城公園の水辺と緑を取り入れた歴史的空間の整備や歴史的な街並みの整備・保全や交流の場の整備を図る。

d. 広域学習・研究開発拠点

- 佐賀大学は、本県を代表する高次教育機関であるとともに、生涯学習、リカレント教育等の多様な学習、教育及び情報発信の広域的な学習・研究開発機能、さらに医療機能も有していることから、大学とその周辺を広域学習・研究開発拠点と位置づけ、市民、地元企業等の積極的な参画による多様な学習、研究開発機能の強化を図る。

② その他

- 広域的な観光・レクリエーションの魅力をもつ施設等を拠点に位置づけ、区域内外の交流の促進を図る。

a. レクリエーション拠点

- 県立総合グラウンドをスポーツ・レクリエーション拠点と位置づけ、県民の健康増

進やレクリエーション活動を促進する。

- 諸富の筑後川沿いの昇開橋、鉄橋展望公園及び川副の佐野記念公園を中心とした一帯を、観光面を重視した、観光・レクリエーション拠点と位置づけ、観光交流を促進する。
- 大和の嘉瀬川上流のリバーサイドパーク川上、肥前国庁跡、金立公園、多布施川河畔公園（石井樋）、久保田の森林公園及び東与賀の干潟よか公園を自然・レクリエーション拠点と位置づけ、観光面も考慮したレクリエーション空間として活用を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

都市計画の目標の実現のために必要な都市施設の整備の方針を次に示す。

なお、基本方針については、概ね20年後を目標に本区域における整備の基本的な考え方や方向性を示す。

1) 交通施設の整備方針

本区域の都市活動等を支えるとともに、鳥栖市や唐津市などの他都市との広域的な連携も踏まえつつ、交通施設の整備方針について記述する。

① 市内の拠点間連携軸等の形成方針

- 中心市街地及び諸富、大和、川副、東与賀、久保田の各拠点間を結ぶ軸を拠点間連携軸と位置づけ、国道263号、国道208号等に沿って、拠点間の連携強化を進める。
- 区域内の道路交通の集中の緩和や、市街地の骨格形成に向け、市街地外周道路などから構成される内環状軸の形成を図る。

② 基本方針

- 東西方向の九州横断自動車道、国道34号、国道207号、国道444号、南北方向の国道263号、(主)佐賀川副線、市街地周囲を通る国道208号、JR長崎本線などにより本区域の骨格が形成されている。
- 本区域は、佐賀県の中心的な区域であり、中部地域における放射環状型の地域構造の中心としての役割を担っており、中心市街地の広域生活交流拠点を中心とした放射状道路の整備が望まれるとともに、中心市街地への道路交通の集中を緩和し、市街地の骨格を形成するために環状道路の整備を図る必要がある。
- 有明佐賀空港の利活用の推進、九州新幹線西九州ルート of 整備促進、有明海沿岸道路や佐賀唐津道路の整備推進などにより、本区域の高速交通体系の整備が進み、交通需要の増大が予想される。
- 良好な市街地環境の形成等を図るとともに、周辺都市をはじめ鳥栖市、伊万里市、武雄市、鹿島市、唐津市方面などとの生活、産業、観光面にわたる多様な連携を促進し、広域交流ネットワークを形成することが望まれている。
- これらに対応するため、関連する国道、県道の整備を推進するとともに、高速交通体系の充実に向けて、九州新幹線西九州ルート of 早期実現を目指す。
- 整備にあたっては、安全な歩行者空間の確保や駅及び駅周辺等の主要な施設におけるユニバーサルデザイン等に配慮する。

③ 主要な道路等の配置及び整備の方針

ア 道路

【市街地を形成する道路】

- 市街地を形成する都市計画道路については、市街地内における円滑な交通処理、良

好な市街地環境の形成等に向けて適切な配置を考慮し、整備推進を図る。

- ・ 長期間事業未着手の都市計画道路については、必要に応じて見直しを行う。
- ・ (都)佐賀大和線及び(都)与賀町鹿子線については、市街地間連携軸を担う都心軸であるため、整備を図る。
- ・ (都)城内線、(都)神野町八戸溝線等については、都心周辺における市街地環境に対応した整備を図る。

【本区域全体の骨格を形成し、他都市との連携を担う道路】

- ・ 有明海沿岸道路は、本区域と有明海沿岸の都市を結び県間の広域的な交流・連携を高め、本区域のポテンシャルの向上を図るため整備を推進する。また、佐賀唐津道路は、唐津市方面との連携を強化するため整備を推進する。
- ・ さらに、これらの道路へのアクセス道路の整備を推進する。
- ・ 国道263号、国道264号、(一)東与賀佐賀線については、福岡都市圏との広域的な連携を強化するとともに、大和町の生活交流拠点や佐賀市の多様な拠点から構成される広域生活交流拠点とを結び、九州横断自動車道佐賀大和インターチェンジや有明海沿岸道路などと直結する南北道路の基軸として整備を図る。
- ・ 国道207号については、鹿島市方面の都市を結び幹線道路として、機能強化を図る。
- ・ 佐賀市の市街地の外周部における環状道路を形成し、都市内交通を円滑化する(一)佐賀環状東線の整備を図る。また(主)佐賀外環状線は、諸富や大和の地域拠点、東与賀、久保田の集落・近隣生活拠点と神崎市方面、小城市方面とを結び、佐賀市周囲の都市間を結び環状軸の一部であることから、整備を図る。
- ・ 有明佐賀空港の利便性を向上するため、本区域からの主要なアクセス道路である(主)佐賀川副線の整備を図る。

イ 空港

- ・ 平成22年10月末の羽田空港の新滑走路供用開始後、国内線の発着枠が段階的に拡大される際に、東京－佐賀便のさらなる増便を実現させるため、有明佐賀空港の利用促進を図るなど、さらに便利で利用しやすい空港を目指す。

2) 河川の整備方針

① 基本方針

ア. 整備の基本方針

- 本地域の主要な水系である嘉瀬川水系は、脊振山系に水源を発し、途中支川を合流しながら山間部を流下して佐賀平野を南流し、有明海に注ぐ河川である。また、河床が堤内地の平野よりも高い天井川であるため、ひとたび堤防が破堤すれば、中心市街地をはじめとする流域は、大きな被害を受ける恐れがある。また、日本最大の干満の差を持つ有明海の潮汐が内陸部まで遡上するため、浮泥の堆積が著しく、排水機場等の河川管理施設の老朽化等を踏まえた維持・管理も必要である。さらに、土地開発に伴う保水機能の低下や浮泥堆積に対する流下能力の低下もあり、水害から住民の生命、財産を守るため、河川改修事業等による河川整備を図る。
- 河川特性や周辺地域の環境等を踏まえ、自然と調和した健康な暮らしと健全な環境の創出を図る。
- 河川整備にあたっては、地域の特性を活かした自然と都市的環境が融和したまちづくりに向けて、河川が自然環境軸として自然系の重要な骨格軸となることから、治水面とともに環境面にも十分配慮した整備を図る。

イ. 整備水準の目標

河川の重要度、近年発生した洪水等を勘案して、各河川の地域特性に応じた治水安全度を設定し、環境にも配慮した整備を行うとともに河川におけるガタ土堆積対策、排水機場等の維持管理の充実を図る。

② 主要な河川の配置及び整備の方針

筑後川水系の巨勢川、黒川、城原川、嘉瀬川水系の嘉瀬川、本庄江等については、河川改修事業等による河川整備を図る。河川整備にあたっては、自然環境に配慮した多自然川づくりを基本として、生態系の保全や地域住民が身近に自然に触れ、親しめるような整備を図る。特に、嘉瀬川においては弱小堤の解消及び河積不足の解消、並びに防災拠点の整備を推進する。

また、大規模開発においては、調整池等による流出量の抑制を図る。

3) 公園の整備方針

① 基本方針

- 本区域におけるアメニティ豊かな環境を形成し、自然とのふれあい、スポーツ、レクリエーションの場を提供し、災害時における避難地等の防災上の機能を創出する公園の整備、及び適切な維持管理を図る。

② 主要な施設の整備等の方針

本区域においては、都市基幹公園については、概ね整備されている。但し、佐賀城公園は、未整備箇所があることから整備を促進しつつ、その他の地域住民の身近な公園（住区基幹公園）についても、適正な配置を図りながら、都市公園等の整備水準の向上を図る。

4) 下水道の整備方針

① 基本方針

ア. 整備の基本方針

- 都市における浸水の防除をはじめ、生活污水、工場排水等の衛生的な処理、都市環境や居住環境の向上、筑後川水系、嘉瀬川水系及び有明海水域といった公共用水域の水質保全を図るために、公共下水道の整備促進等を図る。
- 処理施設については、適切な維持管理とともに、施設の老朽化対策を計画的に実施し、機能の維持・向上を図る。

イ. 整備水準の目標

概ね20年後には、公共下水道の計画区域について整備を図る。

② 主要な施設の配置及び整備の方針

本区域の広域下水道として主要な施設の配置を行う。本区域の西部を流れる本庄江左岸に佐賀市浄化センターを配置している。また、下水道計画区域の汚水を合理的に浄化センターに収集する幹線管渠を配置する。

公共下水道の整備の促進を図り、普及率の向上を図る。

また雨水幹線の整備と排水ポンプ場の排水能力の強化による浸水対策を積極的に促進する。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域の都市計画の目標を実現するために必要な市街地開発事業に関する方針を次に示す。

1) 基本方針

- 人口減少社会や限られた行財政の中では、これまで優先的に整備してきた市街地の都市基盤ストックの有効活用、及び維持管理・運営コストの低減、効率的な管理が重要になっている。
- このため、新たな市街地の整備よりも、むしろ維持管理・運営に目を向けたエリアマネジメントの実践等を通じて、住民・地権者・行政が一体となって良好な市街地の維持・向上に取り組む。
- 高次都市機能の集積強化や都心居住の促進のため、中心市街地において高齢者や多様な世代が安心して暮らせる様々な都市的サービスが享受でき、ゆとりある居住環境を有した中心市街地の整備を図る。
- 都市施設の未整備等による都市機能の低下、居住環境の悪化等に対処するとともに、無秩序な市街地の形成を防止し、市街地の整備を効率的に行うため、土地区画整理事業等を実施する。
- 地区計画制度等の活用により計画的な市街地形成を図る。
- こうした市街地整備においては、本区域の特性である水と緑等の自然的資源や歴史的資源を積極的に取り入れて、自然、歴史的資源が都市的環境に融和したまちづくりを進める。

2) 市街化段階別の整備方針

ア 既成市街地

- ・ 佐賀駅周辺から県庁までにかけての佐賀市中心市街地は、一部で低未利用地の発生など空洞化もみられることから、高次都市機能の誘導や土地利用の高度化を図るとともに、エリアマネジメントの実践等を通じて、水路や歴史的街並み等を積極的に取り込んだ個性的で魅力の高い都市空間を整備し、中心市街地の活性化を図る。
- ・ 木造密集市街地については、防災性の向上と良好な生活環境の形成を目指して、都市基盤施設の整備を図るとともに良好な周辺の田園景観とも調和した潤い豊かな生活環境の整備を図る。
- ・ 中心市街地以外の既成市街地においては、市街地の主要区画道路の整備などの地区施設整備に関する事業を進める。
- ・ 公共施設整備の不足等がみられる地区などについては、地区計画制度等の活用や、必要な都市基盤の整備等を進めることにより居住環境の改善を図る。

イ 新興市街地・新市街地

- ・ 佐賀市兵庫地区において、街路、公園、河川及び下水道等の公共施設を整備し、良好な居住環境の市街地の形成を図るため、土地区画整理事業を推進する。

- このほか、既に相当な市街化が進行し土地区画整理事業等の実施が困難な地区については、必要な都市基盤整備等を図るとともに、地区計画等により市街地環境の改善を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

本区域の都市計画の目標を実現するために必要な自然的環境の整備又は保全に関する方針を次に示す。

1) 基本方針

- 本区域の北部一帯に広がる景観上も優れた森林地域を保全するとともに、丘陵地や里山等の自然的環境の保全を図る。
- 北部の森林地域から市街地、有明海へと流れる嘉瀬川、筑後川水系の河川は自然環境軸として都市構造における重要な軸として位置づけられることから、水と緑のネットワークの基軸としての保全・整備を図る。
- 多様で魅力ある生活が享受できるまちづくりに向けて、公共空地の必要性は、環境保全の上から、また、防災、景観面からもその重要性を深めており、さらに余暇時間の増加に伴いレクリエーション活動及び野外活動の場としての公園・緑地のニーズも高く、こうした機能が総合的に発揮できるように公園・緑地等の自然的環境の充実を図る。
- 公園・緑地等については、災害時の避難地や日常生活における住民の身近なレクリエーションの場として、適正な配置を図りながら、防災性や生活利便性の向上を図る。
- 緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、積極的な取り組みを図る。

2) 主要な緑地等の配置の方針

① 環境保全系統

- ・ 嘉瀬川は本区域を代表する河川であり、上流の川上峡は県立自然公園の指定を受けている景勝地であるため、緑地等の自然的環境の積極的な保全を図る。また、多布施川は、市街地を貫流しており、多布施川河畔公園として整備された自然的環境の保全を図る。
- ・ 河川・水路などについては、住民の身近な生活空間としても捉え、水質向上などを図り、身近な親水空間の再生を図る。
- ・ 都市に身近な動植物が生息している神野公園トンボ池や、野鳥等の飛来地となっている白石原湿原の保全を図る。
- ・ 川上金立県立自然公園から葉隠発祥の地を含めた北部山麓一帯にかけて、自然的環境の積極的な保全を図る。
- ・ 北部の森林地域と市街地を結ぶ中間に位置する巨勢川調整池は、自然生態系に配慮した、多様な生物の生息環境として保全を図る。
- ・ 様々な生物の生息する有明海の干潟は、貴重な自然環境であることから、今後とも積極的に保全を図っていく。
- ・ 既成市街地周辺に広がる農地は、食糧生産の場としての機能はもとより、良好な自然的環境の提供や貯水機能等の多様な機能も有していることから、この保全を図る。

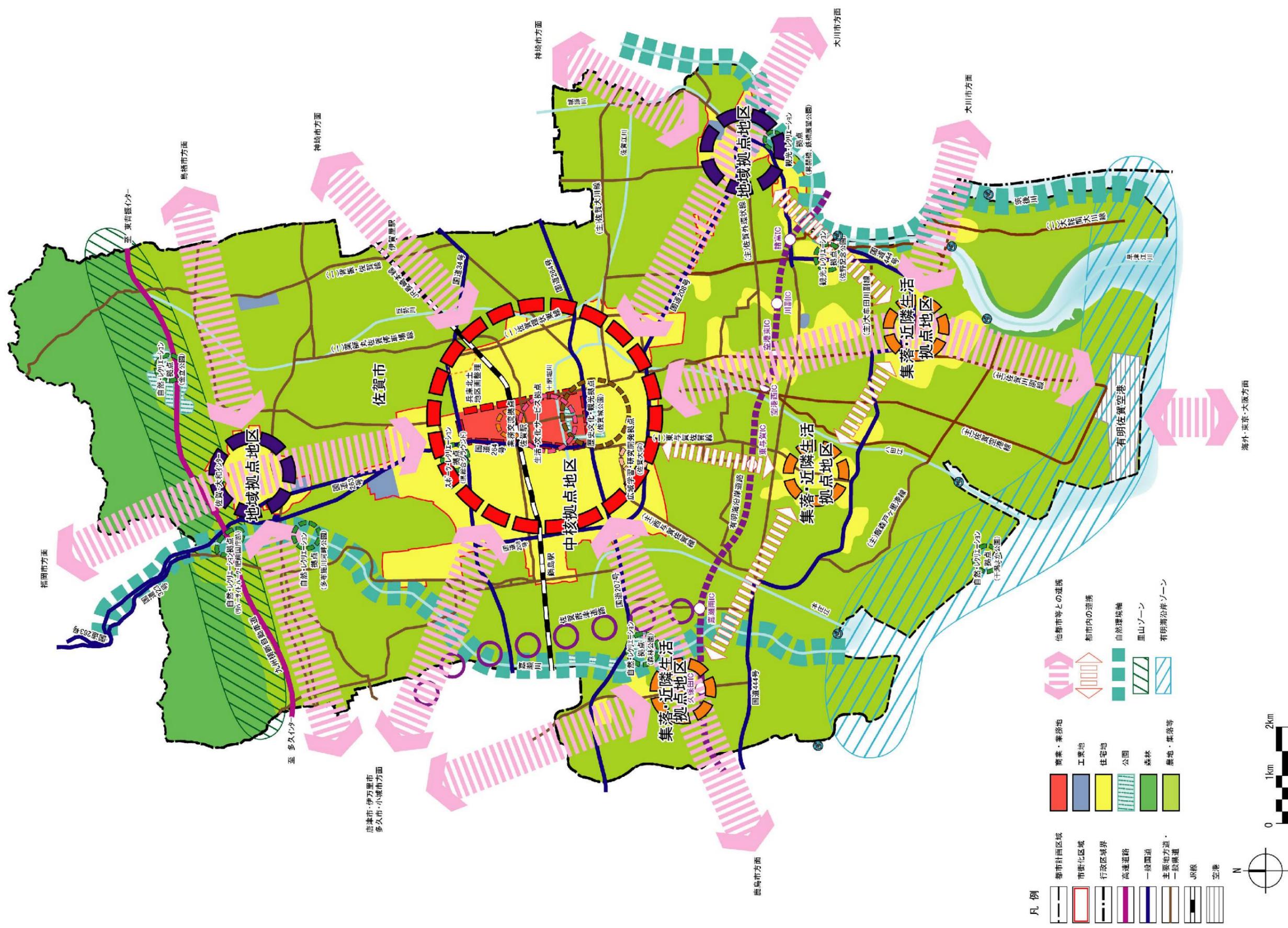
② レクリエーション系統

- 多布施川河畔公園はカヌー、水遊び等、水辺のレクリエーション活動が手軽にできる公園として機能強化を図る。
- 嘉瀬川、多布施川等の河川、主要水路では、治水面に配慮しつつ、市民に身近な親水性のある連続したアメニティ空間として休憩スポットや、自然・レクリエーション拠点等とネットワークする回廊空間として位置づける。
- 嘉瀬川などの主要な河川については、自然的環境を創出する自然環境軸として位置づけるとともに、区域内の自然的環境やレクリエーションの拠点、河川環境等を活かした水と緑のネットワークの形成を図る。
- 特に市街地を流れる多布施川については、多布施川河畔公園等によって市街地に水辺空間と歴史的環境が融和する優れた環境や、レクリエーション空間を創出し、他の嘉瀬川の支流、水路等によって、水と緑のネットワークの形成を図る。
- 筑後川河口部の徐福の上陸地点や昇開橋、鉄橋展望公園及び早津江川河口部には佐野常民記念館などがあり、観光面でも重要であることから、筑後川などを自然環境軸として位置づけ、大中島地区西部と諸富地区東部が一体となる緑地の形成を図る。

③ 景観構成系統

- 河川・水路の水辺、河川沿いの樹林地、歴史的街並み等が調和した佐賀らしい景観を創出するために、多布施川や松原川、十間掘川等の河川沿いの親水空間の保全を図る。
- 筑後川、早津江川、八田江などの潤いのある自然的景観の保全を図るため、これらを構成する緑地の保全を図る。さらに農地は、地域の特徴的な景観構成の要素としても重要であるため、低平地に広がる田園景観の保全を図る。
- 市街地内の歴史的環境と融和する都市景観上重要な佐賀城跡等を中心として、生物生息環境としても優れた城濠の水辺・樹木の保全を図る。
- 金立山一帯の森林や、それに連続する丘陵地では、里山の雰囲気を感じる事のできる良好な自然的景観の保全を図る。さらに農地は、食糧生産の場としての機能はもとより、地域の特徴的な景観構成の要素としても重要であるため、水路や樹林地などからなる田園景観の保全を図る。

参考附图（整備、開発及び保全の方針図）



- 凡例
- 都市計画区域
 - 市街化区域
 - 行政区域界
 - 高速道路
 - 一般国道
 - 主要地方道・一般県道
 - JR線
 - 空港
 - 商業・業添地
 - 工業地
 - 住宅地
 - 公園
 - 森林
 - 農地・集落等
 - 他都市等との連携
 - 都市内の連携
 - 自然環境軸
 - 里山ゾーン
 - 有明海沿岸ゾーン